

北上市告示甲第5号

北上市在宅高齢者への介護サービス継続支援金、在宅障がい者への障がい福祉サービス継続支援金等交付要綱（令和4年北上市告示甲第7号）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日以後に提供を行った介護保険サービス又は福祉サービスに係る支援金から適用する。

令和5年2月22日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1 この告示は、同居家族が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の陽性者又は濃厚接触者等となった在宅高齢者又は在宅障がい者に介護保険サービス又は障がい福祉サービスの提供を行う事業者に対して、予算の範囲内で在宅高齢者への介護サービス継続支援金、在宅障がい者への障がい福祉サービス継続支援金等を交付することにより、事業者の負担を軽減するとともに、高齢者及び障がい者の在宅生活を維持することを目的とする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第3 支援金（次表の左欄に掲げる支援金をいう。以下同じ。）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この告示は、同居家族又は本人が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の陽性者又は濃厚接触者等（以下「陽性者等」という。）となった在宅高齢者又は在宅障がい者に介護保険サービス又は障がい福祉サービスの提供を行う事業者に対して、予算の範囲内で支援金を交付することにより、事業者の負担を軽減するとともに、高齢者及び障がい者の在宅生活を維持することを目的とする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第3 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」とい</p>

）の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内で介護サービス事業所又は障がい福祉サービス事業所を運営し、同居家族が新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者等となった在宅高齢者又は在宅障がい者に対し、次表の左欄に掲げる支援金の種類に応じ、同表の右欄に定める支援対象介護サービス又は障がい福祉サービスを実施する事業者とする。

[略]

う。）は、市内で介護サービス事業所又は障がい福祉サービス事業所を運営し、次に掲げる者に対し、次の表の左欄に掲げる支援金の種類に応じ、同表の右欄に定める支援対象介護サービス又は障がい福祉サービスを実施する事業者とする。

- (1) 同居家族が新型コロナウイルス感染症の陽性者等となった在宅高齢者又は在宅障がい者
- (2) 本人が新型コロナウイルス感染症の陽性者等となり、在宅で療養する独居の在宅高齢者又は在宅障がい者

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。